

# 宮代町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

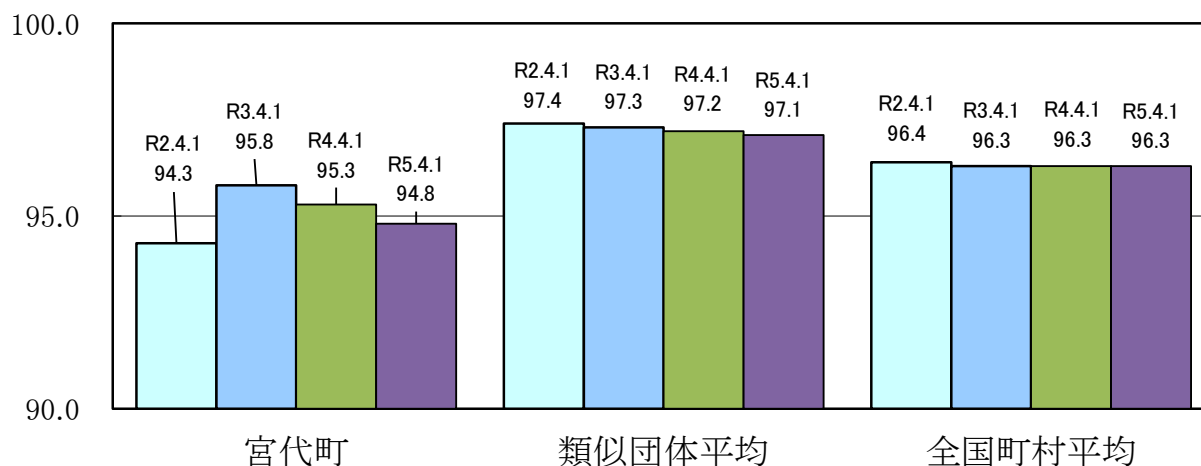
区分	住民基本台帳人口 (令和6年3月31日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
5年度	人 33,340	千円 12,417,968	千円 875,222	千円 1,605,873	% 12.9	% 12.4

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)1人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
5年度	人 200	千円 720,073	千円 144,629	千円 293,495	千円 1,158,197	千円 5,791	千円 5,685

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 人事院勧告を踏まえ、給料表を平均2.02%引下げを実施。  
激変緩和措置として平成30年3月31日までの現給保障を実施。ただし、現給保障は段階的引下げ。  
平成27年度:満額を保障  
平成28年度:現給保障額の3分の2を保障  
平成29年度:現給保障額の3分の1を保障

##### ② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準6%に対し、宮代町においても6%を支給。  
(実施時期) 段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年度は4%、平成28年度は5%を支給し、平成29年度から6%を支給している。

	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合		平成29年度以降の 支給割合
	4月1日	遡及改定後	4月1日	遡及改定後	
国基準による支給割合	4%	5%	6%	6%	6%
宮代町における支給割合	3%	4%	4%	5%	6%

##### ③ その他の見直し

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮代町	43.2 歳	309,541 円	350,850 円	326,200 円
埼玉県	41.8 歳	319,425 円	411,863 円	367,476 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	—
類似団体	41.3 歳	306,955 円	371,835 円	340,734 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		宮代町	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	202,400 円	205,579 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	173,584 円	166,600 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

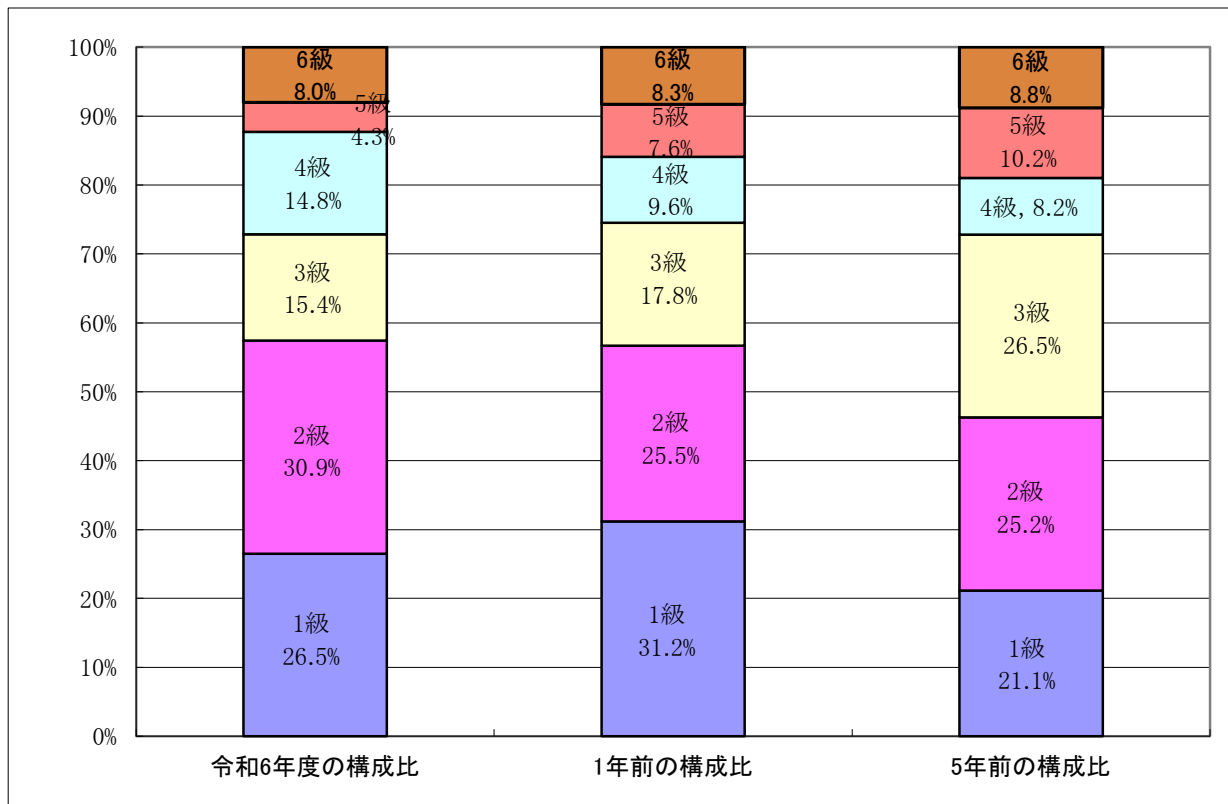
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,800 円	342,100 円	364,900 円	370,500 円
	高校卒	221,800 円	- 円	- 円	- 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

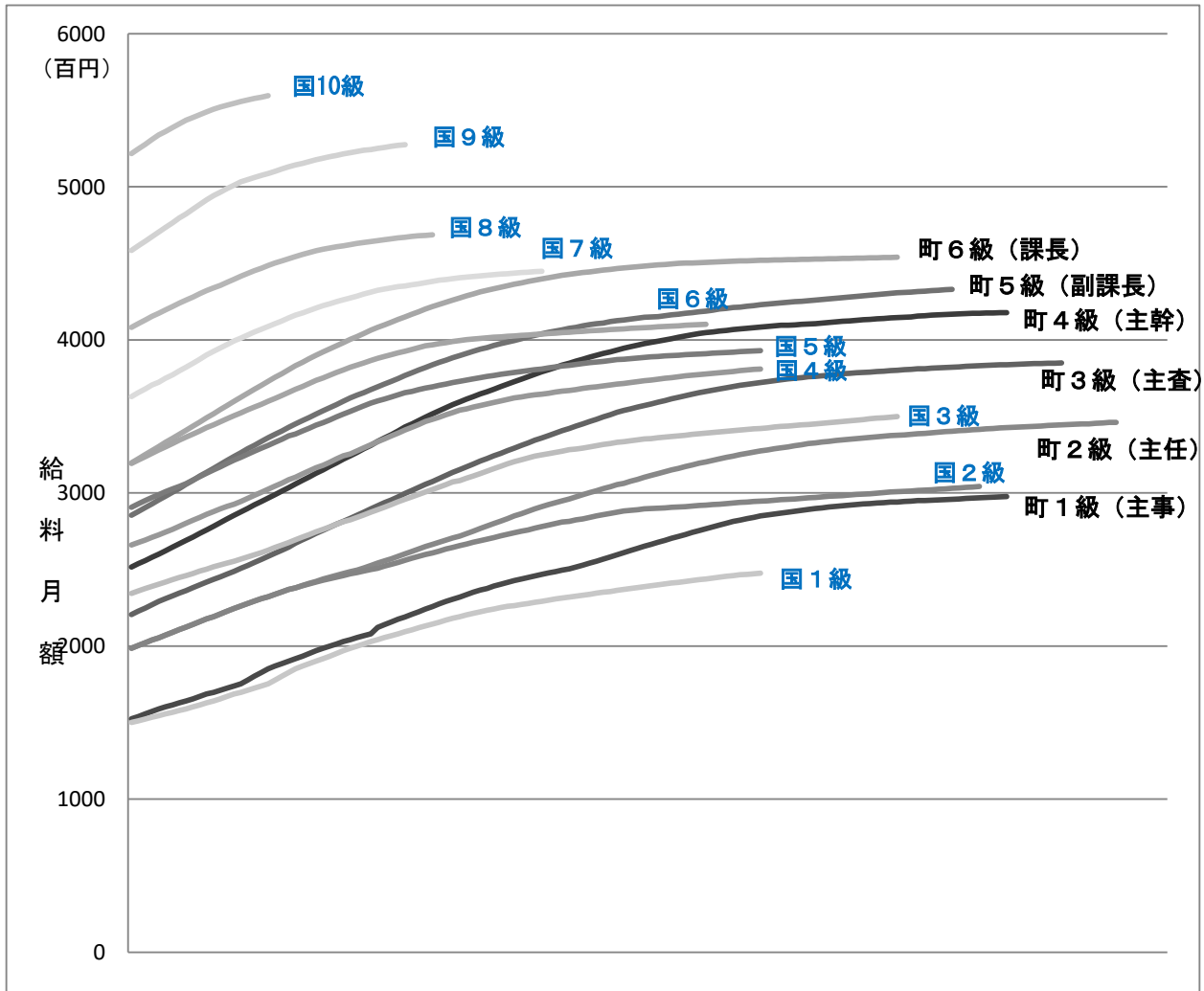
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	1 課長、事務局長又は会計管理者の職務 2 極めて高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う職務	13人	8.0%	335,000円	459,800円
5級	1 副課長、室長又はこれに相当する職務 2 主幹兼指導主事の職務 3 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う職務	7人	4.3%	309,800円	434,300円
4級	1 主幹又はこれに相当する職務 2 指導主事の職務	24人	14.8%	287,300円	418,100円
3級	主査の職務又はこれに相当する職務	25人	15.4%	261,300円	389,000円
2級	主任、主任保健師、主任保育士、主任社会福祉士又は主任管理栄養士の職務	50人	30.9%	230,000円	348,400円
1級	主事、技師、保健師、保育士、看護師、社会福祉士又は管理栄養士の職務	43人	26.5%	183,500円	299,100円

- (注) 1 宮代町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成27年度に5級制から6級制に変更している。

(1)国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和6年4月1日)



(2)昇給への人事評価の活用状況(宮代町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

宮代町	埼玉県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,504千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,650千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(宮代町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○		
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期			令和7年度予定	

##### (2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

宮代町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.58687月分	勤続20年	19.6695月分	24.58687月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	9,081千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (5年度決算)		50,411 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)		224,050 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	6 %	233 人	6 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			95.0% (95.0%)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (5年度)		0 %	
手当の種類 (手当数)		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫手当	保健師	感染症患者又は疑いのある者の救護若しくは感染症の病原体に汚染された物件の処理業務	4,500円 (1回につき)
行旅死病人取扱手当	全職員	行旅死病人の収容業務	4,500円 (1回につき)

(5) 超過勤務手当

支給実績 (5年度決算)	43,294 千円
職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)	252 千円
支給実績 (4年度決算)	42,530 千円
職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)	250 千円

(注) 1 超過勤務手当には、休日給を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上超過勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員 一人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 6,500円</li> <li>扶養親族としての子 10,000円</li> <li>配偶者以外の扶養親族 6,500円</li> <li>16歳の年度初めから22歳の年度末までの子 5,000円加算</li> </ul>	同じ	—	15,291 千円	238,922 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家等居住者 限度額 28,000円</li> </ul>	同じ	—	10,377 千円	305,206 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関等利用者 運賃等相当額 (支給限度額 55,000円)</li> <li>交通用具(自動車等)利用者 距離に応じた額 (月額 2,000円～31,600円)</li> </ul>	同じ	—	11,975 千円	72,139 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職としての役職に応じた額</li> <li>課長級 50,000円</li> <li>副課長・室長級 40,000円</li> <li>主幹級 30,000円</li> </ul>	異なる	区分及び手当額	24,816 千円	435,368 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	732,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 920,000 円 / 592,000 円
	副町長	648,000 円	760,000 円 / 530,000 円
報酬	議長	295,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 499,000 円 / 252,000 円
	副議長	244,000 円	430,000 円 / 202,000 円
	議員	221,000 円	400,000 円 / 174,000 円
期末手当	町長	(5年度支給割合)	
	副町長	4.50 月分	
退職手当	議長	(5年度支給割合)	
	副議長 議員	4.50 月分	
退職手当	町長	(算定方式)	(一期の手当額) (支給時期)
	副町長	732,000円×勤続期間の月数×0.35×1.15	14,142,240 円 任期毎
	備考	648,000円×勤続期間の月数×0.21×1.15	7,511,616 円 任期毎

(注)

- 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

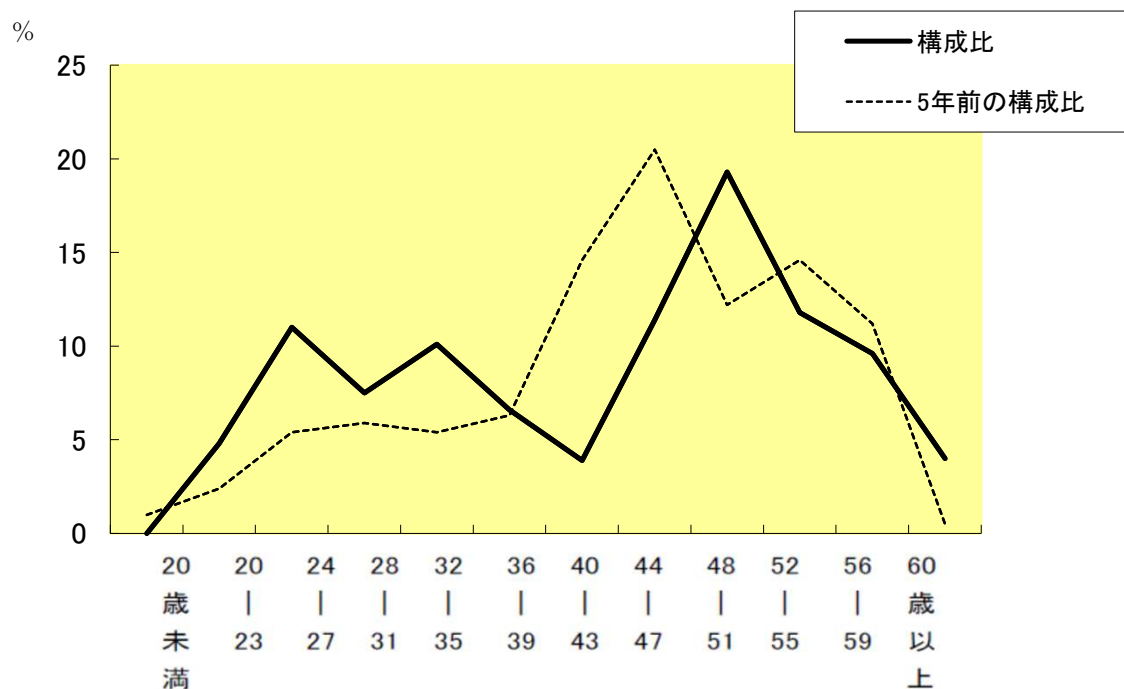
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3 人	3 人	0 人	
		総 務	59 人	59 人	0 人	
		税 務	17 人	17 人	0 人	
		農林水産	9 人	9 人	0 人	
		商 工	4 人	4 人	0 人	
		土 木	15 人	15 人	0 人	
		民 生	51 人	51 人	0 人	
	衛 生	23 人	24 人	1 人	ごみ処理業務、空家・ゼロカーボン対応による増員	
	計	181 人	182 人	1 人	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.59 人 ( 類似団体の人口1万人当たり職員数 52.99 人 )	
	教育部門	20 人	22 人	2 人	教育委員会事務の増加への対応による増員	
	消防部門	0 人	0 人	0 人		
	小 計	201 人	204 人	3 人	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.19 人 ( 類似団体の人口1万人当たり職員数 66.46 人 )	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	水 道	5 人	4 人	△ 1 人	短時間職員配置による減員
		下 水 道	3 人	3 人	0 人	
		そ の 他	19 人	19 人	0 人	
		小 計	27 人	26 人	△ 1 人	
合 計			228 人 [ 254人]	230 人 [ 254人]	2 人 [ 0 人]	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.99 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	14人	18人	24人	19人	19人	14人	18人	42人	30人	21人	11人	230人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門 \ 年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	164人	168人	169人	175人	181人	182人	18人 ( 9.9% )
教育	19人	19人	19人	19人	20人	22人	3人 ( 13.6% )
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人 ( 0.0% )
普通会計	183人	187人	188人	194人	201人	204人	21人 ( 10.3% )
公営企業等会計	29人	27人	27人	27人	27人	26人	△ 3人 ( △ 11.5% )
総合計	212人	214人	215人	221人	228人	230人	18人 ( 7.8% )

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
5年度	706,917	81,262	39,967	5.7	4.5

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 1人当たり給与費 B/A	(参考) 団体平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
5年度	5人	千円 22,338	千円 9,005	千円 8,624	千円 39,967	千円 7,993	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮代町	51.1 歳	318,092 円	524,855 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

宮代町	団体平均
1人当たり平均支給額(5年度) 1,724 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,506 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375 月分) 勤勉手当 2.05 月分 (0.975 月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

宮代町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.58687 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.58687 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～45%加算）	
1人当たり平均支給額	9,081 千円				

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）	1,292 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	258,400 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	6 %	5 人	6 %

エ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	1,016 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	254 千円
支給実績（4年度決算）	1,431 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	358 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年の4月1日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 6,500円</li> <li>扶養親族としての子 10,000円</li> <li>配偶者以外の扶養親族 6,500円</li> <li>16歳の年度初めから22歳の年度末までの子 5,000円加算</li> </ul>	同じ	—	498 千円	498,000 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家等居住者 限度額 28,000円</li> </ul>	同じ	—	228 千円	228,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関等利用者 運賃等相当額（支給限度額 55,000円）</li> <li>交通用具（自動車等）利用者 距離に応じた額（月額 2,000円～31,600円）</li> </ul>	同じ	—	183 千円	61,000 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職としての役職に応じた額</li> <li>課長級 50,000円</li> <li>副課長・室長級 40,000円</li> <li>主幹級 30,000円</li> </ul>	同じ	—	480 千円	480,000 円

## (2) 下水道事業

### ① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
5年度	983,735	64,885	8,064	0.8	1.3

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 1人当たり給与費 B/A	(参考) 団体平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
	人	千円	千円	千円	千円		
5年度	3	5,943	497	1,624	8,064	2,688	6,023

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮代町	38.0 歳	232,933 円	412,867 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

宮代町	団体平均
1人当たり平均支給額(5年度) 1,624 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,489 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375 月分) 勤勉手当 2.05 月分 (0.975 月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

宮代町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.58687 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.58687 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～45%加算）	
1人当たり平均支給額	9,081 千円				

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）	483 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	161,000 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	6 %	3 人	6 %

エ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	119 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	60 千円
支給実績（4年度決算）	503 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	168 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年の4月1日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員一人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 6,500円</li> <li>扶養親族としての子 10,000円</li> <li>配偶者以外の扶養親族 6,500円</li> <li>16歳の年度初めから22歳の年度末までの子 5,000円加算</li> </ul>	同じ	—	0 千円	0 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家等居住者 限度額 28,000円</li> </ul>	同じ	—	0 千円	0 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関等利用者 運賃等相当額（支給限度額 55,000円）</li> <li>交通用具(自動車等)利用者 距離に応じた額（月額 2,000円～31,600円）</li> </ul>	同じ	—	24 千円	24,000 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職としての役職に応じた額</li> <li>課長級 50,000円</li> <li>副課長・室長級 40,000円</li> <li>主幹級 30,000円</li> </ul>	同じ	—	360 千円	360,000 円